

薬事法第77条の4の4の規定に基づく
薬事・食品衛生審議会への
不具合・感染症等報告について

薬事法第77条の4の4の規定に基づく薬事・食品衛生審議会 への不具合・感染症等報告について

1. 平成15年7月30日より施行された改正薬事法第77条の4の4の規定において、毎年度、不具合等の報告及び回収の報告の状況について薬事・食品衛生審議会に報告し、必要と認めるときは、意見を聴いて保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとされている。

第77条の4の4：厚生労働大臣は、毎年度、前二条^{注)}の規定によるそれぞれの報告の状況について薬事・食品衛生審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

注)：第77条の4の2 製造業者等及び医薬関係者からの不具合等報告
第77条の4の3 製造業者等による回収着手報告

2. 今般、平成15年7月30日から平成15年10月26日までの不具合・感染症等の報告状況について報告を行う。

医療用具不具合等報告について
(平成 15 年 7 月 30 日から平成 15 年 10 月 26 日までの報告受付分)

1 . 製造業者等からの医療用具不具合等報告 (薬事法第77条の4の2第1項)

1) 不具合・感染症報告

報告件数：1 7 8 8 件

資料 2 - 2

2) 外国措置報告

報告件数：9 5 件

資料 2 - 3

3) 研究報告

報告件数：4 件

資料 2 - 4

4 . 医薬関係者からの医療用具不具合等報告 (薬事法第77条の4の2第2項)

報告件数：1 1 8 件

～ 医療用具不具合等報告の集計結果についての注意事項～

- 1) 医療用具不具合・感染症報告については、医療用具との因果関係が不明なものを含め製造業者等及び医薬関係者から報告されたものであり、医療用具との関連性が必ずしも明確になったものばかりではない。
- 2) 不具合等報告の件数については、提出された報告書の件数を示したものであり、同一の症例に複数の医療用具が関与している場合、当該症例が複数の企業からそれぞれ報告されることもある。このような場合、同一症例を重複してカウントすることになることから、ここに示された報告件数がそのまま症例数にはならない。